

## 人権教育・啓発に関する基本計画 ハンセン病問題に関する記述の改訂案

### 第1 記述の形式について

現行の基本計画には「H I V感染者・ハンセン病患者等」とあるが、H I V感染者とは別項目とし、項目を「ハンセン病患者、元患者及びその家族」と改めたうえで、下記のとおり改定すべきである。

### 第2 記述内容について

- 1 ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌の病原性は弱く、仮に感染しても発病する可能性は極めて低い。そもそも絶対的な隔離を必要とするような病気ではなく、また現在では有効な治療薬が存在し、早期の治療により障害を残すことなく治る病気である。

ところが、日本においては、ハンセン病患者の存在を「文明国の恥」とする「国辱論」に基づき、1907（明治40）年から放浪患者の隔離政策が始まり、更には1930（昭和5）年、「癩の根絶策」が策定され（後に「二十年根絶計画」を実施）、翌1931（昭和6）年には、全ての患者に療養所への入所を強制する絶対隔離絶滅政策が採られてきた。この強制隔離政策は、日本国憲法下となった1953（昭和28）年施行の「らい予防法」においても改められることなく、1996（平成8）年の法廃止まで維持された。こうした隔離政策の長期にわたる継続と、患者の隔離を徹底するために戦前、戦後にかけて官民一体で展開された「無らい県運動」により、ハンセン病が恐ろしい感染症であるという誤った認識が広く国民に浸透した。

強制隔離政策が、長きにわたって改められなかった結果、療養所入所者は家族との関係を断たれ、非入所者・退所者も病歴を周囲に隠して生きてきた。患者・元患者の家族も、潜在的な感染者として学校や職場、地域社会等で激しい差別被害を受け、就職や結婚の際にも偏見や差別による被害を受けてきた。

- 2 1996（平成8）年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されて強制隔離政

策が廃止され、2001（平成13）年には強制隔離政策とその根拠となった「らい予防法」が違憲、違法であったとしてハンセン病患者、元患者について国家賠償責任を認めた熊本地方裁判所の判決が確定した。同判決及びこれを受けて政府と国会がハンセン病患者・元患者に対して謝罪をしたことを契機として、ハンセン病問題の重大性が国民に明らかにされるとともに、ハンセン病元患者に対する損害賠償、名誉回復及び福祉増進等の措置が取られるようになった。

しかしながら、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離やハンセン病に対する厳しい偏見差別により、家族との関係を絶たれ、入所者自身の高齢化等も加わって、社会復帰が困難な状況に置かれており、退所者や入所歴のない者、更には患者であった者の家族らも、社会の偏見差別にさらされ、息を潜めて暮らすことを余儀なくされている。

その後、2009（平成21）年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在する課題の解決のために、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項が定められた。

更に、2019（令和元）年には、国のハンセン病隔離政策によって、ハンセン病患者のみならずその家族までも強烈な偏見差別の対象とされる社会構造が形成されたことによって、ハンセン病患者・元患者の家族が深刻な被害を受けたことを認め、厚生労働大臣だけでなく、法務大臣、文部科学大臣の国家賠償法上の責任を認める熊本地方裁判所の判決が確定している。

3 政府は、2001（平成13）年の熊本訴訟判決の確定以降、ハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて、ハンセン病についての正しい知識の普及啓発を図ることをその施策の中心に据えてきたが、2023（令和5）年度に実施したハンセン病問題に係る全国的な意識調査の結果は、なお、社会内にハンセン病に対する偏見差別が根深く残存していることを示しており、従前の施策では偏見や差別意識を解消することができていない状況が明らかになっている。

政府としては、このようなハンセン病に対する偏見や差別が国のハンセン病隔離政策によってもたらされたものであることを深く自覚し、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（2019（令和元）年7月12日閣議決定）及び、2019（令和元）年に改正された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の趣旨に基づき、政府を挙げて、人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の一層の強化を図っていく必要があることを認め、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① ハンセン病問題に関する教育・啓発を行うにあたっては、国の隔離政策の誤りを明確に認めること、関係省庁が連携・協力して推進することを徹底する（法務省、厚生労働省、文部科学省）。
- ② ハンセン病問題に関する国民の意識調査を今後も継続して実施し、その結果に基づいて、偏見差別の解消のために必要とされる施策を明らかにし、これを推進していくこととする（厚生労働省）。
- ③ ハンセン病問題に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、ハンセン病資料館の運営等に際しては、ハンセン病についての正しい知識の普及を図るだけでなく、偏見や差別意識が長年の隔離政策によって形成された社会構造によって生み出されるものであることに留意し、これらの活動に参加する者が、ハンセン病問題を自分の課題として捉えられるよう工夫し、ハンセン病元患者や家族等の当事者からの語りを重視した啓発活動を推進する。学校教育及び社会教育においても、学校や社会が偏見や差別の加害現場となったことを踏まえ、啓発資料の適切な活用により当事者性の意識づけを図る。（法務省、厚生労働省、文部科学省）
- ④ 学校教育においては、ハンセン病問題が人権教育を推進していくうえで極めて重要な意義を有することに留意し、児童生徒の発達段階に応じて、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じてハンセン病問題の理解を深めることとし、そのための教材作成や教職員の研修、更に

は教員養成課程や教育系大学院におけるハンセン病問題の必須化を推進する。

(文部科学省)

- ⑤ ハンセン病患者・元患者及びその家族に関し、日常生活における差別や嫌がらせ、社会復帰の妨げとなる行為等が発生した場合における相談窓口として、既設の人権相談窓口の機能の充実化(相談にあたる人権擁護委員の理解を深める研修等も含む)を図るとともに、ハンセン病問題に特化した新たな窓口の設置、充実化に努める。また、そのような事案が発生した場合における人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応を積極的に行い、当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、国が責任をもってハンセン病患者・元患者及びその家族等の人権を保障するという態度を明確に示し続ける。(法務省、厚生労働省)
- ⑥ ハンセン病患者・元患者及び家族等が偏見差別の中で生活するにあたって生じる生活上の不安や苦痛、人権問題の解決を図るため、第三者への相談に踏み切れない当事者の不安や苦しみの解消のためのピア相談事業等の事業を積極的に実施するとともに、既存の相談窓口の充実化を図る。(厚生労働省)

以 上